

吉川松伏消防組合告示第7号

吉川松伏消防組合応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年5月29日

吉川松伏消防組合管理者 中原恵人

※便宜上公印省略

吉川松伏消防組合応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部を改正する告示

吉川松伏消防組合応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成7年吉川松伏消防組合告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合は、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
<p><u>（講習中止期間の措置）</u></p> <p><u>第17条 消防長は、長期的災害、感染防止等により長期間、講習を中止する場合、普及講習に係る再講習の間隔、応急手当指導員及び普及員の認定期間から、当該中止する期間を猶予する措置を行うものとする。</u></p> <p>（関係機関との連携）</p> <p><u>第18条 略</u></p> <p>（その他）</p> <p><u>第19条 略</u></p>	<p>（関係機関との連携）</p> <p><u>第17条 略</u></p> <p>（その他）</p> <p><u>第18条 略</u></p>

--	--

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、令和2年2月27日から適用する。

当消防組合が講習を中止とした日から講習を再開した日までの間、再講習を受けなければならない方が、講習を中止とした日から講習を再開した日を猶予期間とする。

講習開催期間	講習中止期間	再講習受講の猶予期間
	この期間に再講習を受講しなければならない方が対象となります。	講習を中止した日から講習を再開した日の期間を猶予期間とする
	講習を中止とした日	講習を再開した日

例) 講習を中止した日が令和2年2月27日、講習を再開した日が令和2年6月27日とすると、令和2年2月27日から令和2年6月27日までが4ヶ月となります。講習を再開した日から4ヶ月以内に再講習を受講すれば資格が有効となります。

